

サービス再販売約款

第1条（目的）

サービス再販売約款（以下、「本約款」という。）は、SaaSpresto 株式会社（以下、「当社」という。）が、第三者（以下、「本ベンダー」という。）が提供する各種サービスを、当社の顧客（以下、「本顧客」という。）に対し、本顧客と当社が合意した注文書等（以下、「本注文書」という。）に基づき再販売をするにあたり（当社が本注文書に基づき再販するサービスを、以下、「本サービス」という。）、本顧客と当社との間の権利義務関係について、本注文書に加えて定めることを目的とする（本注文書に基づき、本約款を参照し、締結される契約を、以下、「本契約」という。）。

第2条（適用関係）

1. 本顧客による本サービスの利用には、本約款および本注文書のほか、本ベンダーが定めた本サービスに関する利用規約、ソフトウェアライセンス契約、プライバシーポリシー、DPA（データ処理契約）その他の本サービスに関する契約または利用条件（以下、総称して「本ベンダー規約」という。）が適用されるものとする。
2. 本約款、本注文書、および本ベンダー規約の間に矛盾・抵触がある場合は、本ベンダー規約、本注文書、本約款の順に適用されるものとする。

第3条（契約期間および更新）

1. 本契約の契約期間は、本注文書に定める期間とする。
2. 本契約は、当社または本顧客が、別途当社および本顧客が合意する場合を除き、前項の契約期間満了の1カ月前までに（ただし、本ベンダー規約にこれと異なる更新通知期間が規定されている場合は、同規定に従う。）、相手方に対して書面による更新の通知をした場合には、1年間（ただし、本ベンダー規約にこれと異なる延長期間が規定されている場合は、同規定に従う。）延長する。以降についても同様とする。

第4条（代金および支払い）

1. 本顧客は、当社に対し、本注文書に記載の代金を、当社による請求書の発行月の翌月末までに、支払うものとする。
2. 前記第1項について支払遅延がある場合、当社は、同遅延が解消されるまで、本サービスの提供を停止することができる。

第5条（本サービス）

1. 両当事者は、本サービスの提供にあたり、当社は、同サービスの提供について本ベンダーの代理人、保証人、または共同提供者等ではなく、同サービスの再販売のみを手掛けるものであり、同サービスは、本ベンダーから本顧客に対して、その責任において、直接提供されることを確認し、了承する。
2. 本サービスに関して、その品質、可用性、および安全性を含めた一切の事項について、本ベンダーが、本顧客に対し、本ベンダー規約に基づき、責任および義務を負うものとする。これらの事項につ

いて、当社は、本顧客に対し、一切の表明または保証をせず、また、契約不適合責任を含めたいかなる責任または義務も負わない。

第6条（一次窓口業務）

1. 当社は、本顧客に対し、本サービスについて、以下の一次窓口業務のみを提供する。
 - (1) 契約、アカウント関連の問合せへの対応
 - (2) 請求・支払いに関する問合せへの対応
 - (3) 本ベンダーへの技術問合せへの取次
2. 本顧客は、前項の問合せについては、当社が指定するメールアドレスまたは Web フォームを通じて行うものとする。

第7条（ユーザー・ライセンス数の変更または追加）

1. 本顧客は、本注文書に記載のものから、ユーザー数またはライセンス数の追加を希望する場合、当社所定の方法によって、これを申し込むものとする。
2. 前項に基づく申込みに関する追加代金は、本注文書の記載の代金を元に、契約期間の残日数に応じて案分して計算され、支払われるものとする。ただし、本ベンダー規約にこれと異なる案分計算方法が規定されている場合は、同規定に従う。
3. 契約期間中のユーザー数またはライセンス数の減少は、認められないものとする。

第8条（損害賠償）

1. 両当事者は、本契約に別途定める場合を除き、他方当事者における本契約の違反があった場合、民法等の法令に従い、同当事者が負った損害を賠償するものとする。
2. 第一項の定めにかかわらず、当社による損害賠償について、その賠償額は、本顧客が直接損害に限られるものであり、また、既に支払い済みの代金額を上限とする。

第9条（禁止行為）

本顧客は、次の行為を行ってはならない。

- ① 本サービスの解析、改変、逆コンパイルその他のリバースエンジニアリング
- ② 本サービスの第三者への譲渡、サブライセンス
- ③ 本サービスの、法令、または本ベンダーが定める本サービスの利用規約等に違反する利用
- ④ 本サービスに係る、不正アクセス、著作権侵害、その他の第三者の権利利益を侵害する行為

第10条（秘密保持）

1. 当社および本顧客は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上または営業上の情報（以下、「**秘密情報**」という。）を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 次の情報は秘密情報に該当しない。
 - (1) 受領時に既に公知であった情報
 - (2) 受領後、受領者の責めによらず公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者から合法的に取得した情報

3. 両当事者は、秘密情報を厳重に管理し、漏洩、紛失、不正アクセスを防止するための合理的措置を講じるものとする。
4. 本条の義務は、契約終了後も存続する。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. 両当事者は、他方当事者に対し、自らが暴力団、暴力団関係者、反社会的勢力その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当せず、また将来にわたっても属さないことを表明し保証する。
2. 両当事者は、自らまたは第三者を利用して次の行為を行わないものとする。
 - (1) 威力または詐術を用いた不当要求行為
 - (2) 名誉毀損行為、信用毀損行為
 - (3) 暴力的行為、脅迫行為
 - (4) 法令または公序良俗に反する行為
3. 相手当事者が反社会的勢力に該当すると判明した場合、他方当事者は、相手方当事者に対する催告を要せず、本契約を即時解除できる。
4. 前項による解除により損害が生じても、解除した側は賠償責任を負わない。

第 12 条（権利義務の譲渡禁止）

本顧客は、当社の書面による事前承諾なく、本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡してはならないものとする。

第 13 条（約款の変更）

1. 当社は、必要と判断した時は、本約款を変更することができる。
2. 本約款を変更する場合、当社は、変更後の約款を当社ウェブサイトに掲載する方法で通知し、これをもって変更後の本約款の効力が生じるものとする。

第 14 条（裁判管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。

以上